

平成25年度「今後の跡地利用施策の展開方策に関する検討委員会」第4回議事要旨

【開催日時等】

○日時：平成26年2月13日（木） 15:00～17:30

○場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室

○出席者：荒田座長、高嶺委員、谷口委員、新田委員、川満沖縄県企画部企画調整統括監、久場那覇市総務部長、比嘉宜野湾市基地政策部長、野口浦添市企画部長、新城沖縄市企画部次長（代理）、謝花北谷町総務部長、安次富北中城村企画開発課企画係長（代理）、佐々木外務省北米局日米地位協定室課長補佐（代理）、石尾財務省理財局国有財産審理室国有財産情報分析官（代理）、塩川農林水産省大臣官房地方課長、大塚経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課課長補佐（代理）、中村国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室長、藤代防衛省地方協力局施設管理課長  
井上政策統括官（沖縄政策担当）、藤本大臣官房審議官（沖縄政策担当）、池田政策統括官付参事官、藤田政策統括官付参事官付企画官  
前田JETRO対日投資部長

【議題】

- (1) 開会
- (2) 海外を含めた事業者（開発事業者・進出企業等）の誘致体制のあり方
- (3) 意見交換
- (4) 閉会

## 【意見交換】

○現在、沖縄県では、物流に関する企業誘致等の業務を行う商工労働部国際物流推進課はあるが、海外事業者の誘致や投資の促進を目的とする部署は独自に設置していない。

また、跡地利用に関する体制は、企画部企画調整課内の1つの班で対応しており、今後、基盤整備と総合調整等の各々の分野を担う体制の拡充を内々で検討し始めたところである。

嘉手納飛行場より南の6つの返還跡地については、最適区分の観点からも、産業振興や海外事業者の誘致について、窓口を検討していく必要があるのではないかと考えている。ちなみに、県内には、500人以上を収容できるホテルが40施設あるが、そのうち14施設は海外事業者の資本によるものである。今後、特にロケーションの良い西海岸では、関係市町村においてホテル誘致を行っている。

○返還跡地を抱える関係自治体間の調整についての課題はあるが、横断的な誘致体制は非常に大事である。跡地利用を契機とした沖縄県の振興への取組として、国内外へメッセージを発信する上で、非常に大きな役割を果たすと考えられ、事業者に対しては、誘致に関する組織があることで、安心感を与えられる。

一方で、市町村間で競争し、お互いに切磋琢磨する方法もあるが、様々なリスクが伴うと考えられる。

○6つの返還跡地は、個性も分譲時期も面積も異なり、個別で海外事業者の誘致に取り組むには、無理がある。沖縄県全体の利益のためにも、6つの返還跡地をまとめた国内外の企業誘致に取り組む組織が必要であると考ええる。

また、跡地利用計画が進み、例えば、都市計画決定予定の道路の配置が固まった段階になると、そこから大きな街区で開発するための計画変更は難しい。那覇新都心地区では、都市計画決定の直前に、企業から30ha程度の開発の提案があったが、すでに跡地利用が進み、地権者への説明段階での計画変更は厳しいため、魅力的ではあったが実現に至らなかったという経緯がある。そうした経験も踏まえ、計画の初期段階に、事業主体として可能性のある様々な方面からの提案を聞くことで、有効な跡地利用につながると考える。

海外事業者は、行政が後ろについてサポートしている確実性を見なければ、計画に対して関心を示さないため、そのような仕事を横断的な組織が担うべきであるが、他方、行政が公的な責任を負うことは難しいため、企業誘致に関する責任を隔離する意味でも必要と考える。

○社会基盤整備の視点からも、横のつながりを持ち、跡地利用全体のマスタープランを作ることが非常に大事である。現在の沖縄県の社会基盤では、今後、跡地利用が進むと交通や環境等の様々な問題が発生することが想定される。跡地利用開始時期が異なる中で

誘致活動を進める上で、規制緩和を行う場合、全体での社会基盤を想定し、競争力を確保する必要がある。

また、提携と競争の2つの方法については、競争の場合は事業者が選定するようになるため、提携する方が市町村側の利得が高くなり、各市町村にとって有利と考える。

○宜野湾市は、普天間飛行場が市域の1/4を占め、キャンプ瑞慶覧も含めると、市域の1/3を軍用地が占めている。これらの跡地利用に取り組むには、市だけでは無理であり、県をあげて連携して取り組む必要があると考える。

2013年1月に沖縄県が中心となり、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を策定し、全体最適化の観点からの各跡地で連携して取り組む方向性は出来ていると考える。

一方、普天間飛行場については、中間取りまとめを策定し、需要開拓の視点からの事業者への情報発信を今後行っていく予定である。

○地主会の意向と企業誘致をどのように調整するかという課題がある。

また、横断的な体制については、総論としては、6つの返還跡地を一括して計画的に検討する方法が一番良いと理解できるが、各論になった時に、各返還跡地の地主会との調整の仕方等の整理が必要ではないかと考える。

○跡地毎で地権者の合意形成を行いながら、跡地利用を検討してきた経緯がある中で、取組体制や検討方法を変えるには、相当な工夫が必要となり、まずはそうした課題に取り組む必要があると考える。また、新しいものを受け入れることに対して、不安を感じる人もいるため、事業者の誘致について、県民全体で意義や効果を理解・共有することが最低限必要と考える。

○事業者を誘致する上で、社会基盤の整備に対する理論と現実との違いの不安は生まれるが、しっかり社会基盤の整備を行うことが非常に重要である。

海外事業者が投資を決めるにあたって、規制をどう解決するのかという点は大きい条件だと思われる。

○現状、ジェトロの支援企業の中で、沖縄県に関する案件は多くない。進出先として、外国企業の関心は東京に向いており、神奈川や千葉等を含めた首都圏関連の案件は9割近くになる。一方、リゾート開発や観光という切り口では、北海道と沖縄が強いと考える。沖縄県の場合、アジアとの近接性を活かした物流機能の集積という視点での産業政策に合わせた外国企業誘致が考えられる。沖縄の強みである自然と物流を産業政策と照らし合わせながら、誘致戦略を立案していくことが重要であると考え。

横断的な体制のあり方に関し、現状各地方自治体は、海外事業者のみの誘致を専門とする部署を設けているわけではなく、例えば商工労働部等の大きな部署の中で、国内外企

業を合わせた誘致活動を行っているケースがほとんどである。国内外企業の誘致を基本としながら、その中で海外事業者の誘致を専門に取り組む担当者を設け、ジェットロと連携する等の体制が良いのではと考える。

○都市再生機構（UR）における工業団地への企業誘致の経験からいうと、都道府県に比べて、各都道府県に工業団地を持っている都市再生機構（UR）の方が誘致実績が多かった。つまり、事業者は、最も多く選択肢を持っている組織へ声をかけてくる。よって、誘致組織は、返還跡地だけでなく、県内全体を一括して扱うべきだと考える。

また、都市再生機構（UR）における工業団地への海外事業者の誘致は、2名体制で行っていた。都道府県においても海外事業者の誘致の専属の部署がある例は少なく、兼任で担当することが適当と考える。

横断的な体制については、どの程度の市場を相手とするのか、他の都道府県と比較してどれだけ優位性があるのかということを考えると、まずは、一括して強力な組織で沖縄を宣伝すべきだろう。東北6県と都市再生機構（UR）で誘致を行った経験では、誘致は6県で行い、東北へ興味を示してくれた段階で、個々でプレゼンを行うなどの取り決めがあった。

（以上）